

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する規程について

令和 7 年 7 月 7 日
経 済 産 業 省
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景

鉱山においては、鉱山保安法令に基づき、鉱業権者及び鉱山労働者に対する危害の防止等の保安を確保するための措置が規定されているが、近年、鉱山における災害や事故の発生については、下げ止まりが続いており、過去に発生した鉱山特有の落盤等の重大災害は発生していないものの、墜落や、挟まれること又は巻き込まれることにより、死傷者を生じる事案が毎年一定程度継続的に発生している状況である。

このため、事業者による自主保安の取り組みの推進をより確実なものとするため、鉱山保安法施行規則第40条第1項第10号の保安規程に定めなければならない内容として、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」も明示的に例示することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととする。

更に、墜落や挟まれる又は巻き込まれるといった危害を防止するための労働安全衛生法令に基づく安全措置の内容が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令において、満たすべき安全要求事項の水準であることを、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）において、例示的にその主な部分を概括的に規定することで、事業者における対策の検討・実施を促すこととする。

また、鉱山保安法令に基づく火薬類取扱所の盗難防止措置について、火薬類取締法令・通達における火薬庫の盗難防止措置の要件を、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）に規定することで、事業者におけるより広い技術の活用を可能とするなどの措置を講じることとする。

2. 改正の概要

- 鉱山保安法施行規則第40条第1項第10号の規定に基づく、鉱業権者が保安規程に定めなければならない保安を確保するための措置の内容に、「機械又は器具に挟まれること又は巻き込まれることによる危害防止」を追加する。
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（第2章 共通の技術基準（第3条関係））に、鉱山労働者の安全を確保するために必要な安全設備として、手すり、さく囲、被覆、安全な通路に加え、墜落による危険防止に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく主な規定（労働安全衛生規則第151条の67（貨物自動車に係る昇降設備）、第518条（作業床）並びに第519条（囲い等）、第526条（昇降するための設備等））等を追加する。

また、挟まれること又は巻き込まれることによる危険防止に係る労働安全衛生規則に基づく主な規定（労働安全衛生規則第101条（機械の原動機等に係る覆い等）、第151条の78（コンベヤーに係る非常停止装置））等を追加する。
- 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（第31章 火薬類取扱所（第40条関係））に、火薬類取扱所における適切な警鳴装置の要件として、

火薬類取締法施行規則第24条第16号及び火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)に基づく火薬庫等の盗難防止措置の要件(日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。)を追加する。

○ 上記の他、規定内容の適正化を行う。